

自転車交通ルール検定

チャレンジ! チャリマスター

Challenge Cyri Master

実施

北九州市市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課

協力

北九州市教育委員会指導第二課

監修

福岡県警察本部交通企画課



北九州市

めさせ！チャリマスター

自転車は誰にでも乗れる便利な乗り物。しかし、皆が安全に快適に利用するためには、知つておかなければならぬルールやマナーがたくさんあります。まずは自転車安全利用五則をしっかりと覚えて、皆に優しい安全運転を心がけましょう！



Rule 1 自転車は車道が原則、歩道は例外です



自転車は軽車両の一種。
車道を走るのが原則です。

歩道と車道の区別のある所は、車道通行が原則。
歩道はあくまでも例外です。（道路交通法第17条）

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



自転車が通行できる
路側帯は道路左側の路側帯に限る！

歩道の無い道路を白の実線などで区切った「路側帯」
でも、自転車は必ず道路の左側に設けられた路側帯
を走るよう義務づけられました。
(道路交通法第17条の2)

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

Rule 2 車道は左側を通行しよう

車と同じように
自転車も右側通行は禁止！

車道で右側通行すると、左側通行を守っている自転車
と正面衝突します。あわてて衝突をさけようとし
た自転車が道路の中央に飛び出して車と衝突する
などの事故を招きます。車道では左側通行を必ず守り
ましょう。（道路交通法第17条）

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



車道では
常に左側端に寄ろう！

車道外側線の位置に開わらず、自転車は車道の
左側を通行します。路上駐車の車や、雨水など
に十分気をつけて通行しましょう。

(道路交通法第18条)

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

信号交差点の右折は2段階右折！

自転車は車線数に関係なく、信号のある交差
点は必ず2段階右折をします。交差点先の角
まで進み、周りの安全を確認してから一旦停止。
右に道路を変えて、信号に従って進みます。
自転車が右折車線に入るのは違反であり、危
険なのでぜつたいにしてはいけません。
(道路交通法第34条)

罰則 2万円以下の罰金又は料料

Rule 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



車道寄りを
徐行！

歩道は歩行者優先
歩行者にやさしい運転がきほん！

歩道では、歩行者に危険がないように、徐行するのが原
則です。歩行者の妨げになりそうなときは、一時停止を
しなければいけません。（道路交通法第63条の4）

罰則 2万円以下の罰金又は料料

自転車が歩道を走れるのはどんな場合？

* 普通自転車は次の場合に歩道を通行する事ができます。

Case 1 「自転車及び歩行者専用」の標識や
「普通自転車歩道通行可」の標示がある場合

歩道は原則として歩行者専用ですが、標識などで普通自転車の通行が認め
られていれば通行できます。



「自転車及び歩行者専用」の標識

Case 2 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、
体の不自由な方は歩道を過れます

幼児（6歳未満）や児童（6歳以上13歳未満）、高齢者（70歳以上）。内閣
府で定める身に障がいの方等はどの歩道でも普通自転車で通行できます。



「普通自転車歩道通行可」の標示

POINT

歩道は、走るのではなく
「通らせてもらう」という気持ちで。

Case 3 車道の通行がむずかしい場合

車道や交通の状況でやむを得ない場合は、歩道走行が認められます。

再生産...

道路工事や縦列駐車車両などで車道の左側通行が難しいとき。
交通量がとても多く、車道の幅が狭いため、自動車と接触する
危険性があるとき。

●普通自転車とは
車体の大きさ、重量が次の基準
を満たす二輪または三輪の自転
車で、他の車両をけん引してい
ないもの（法63条の3第1款
項9条の2）

●1.5mと190cm以内より1m~80cm以内
の車両についている。（前輪は車
の全幅を越げひとついで、それ以外の車
の全幅がない。）（法63条の3第1款
項10条の2）
●ブレーキ等、走行性能等に障害をも
つ車両がある。
●車両に電動モーターを搭載する車両であ
る車両がない。

Rule 4 安全ルールを守って走ろう

自転車も飲酒運転禁止！

自転車も自動車と同じで、アルコールを飲んだら絶対に運転をしてはいけません。(道路交通法第 65 条)

罰則 5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金(酒酔いの場合)

携帯電話を使用しない！

携帯電話で通話したり、画面を注視しながらの自転車運転は禁止されています。
(道路交通法第 71 条、福岡県道整交通法施行規則第 14 条)

罰則 5 万円以下の罰金

無灯火では走らない！

夜は必ずライトをつけなければなりません。昼間もトンネルなどの暗い場所ではライトをつけなければなりません。(道路交通法第 52 条)

罰則 5 万円以下の罰金

ヘッドホン等を使用しない！

大音量でヘッドホンやイヤホン等を使用して車両を運転する行為は禁止されています。
(道路交通法第 71 条、福岡県道整交通法施行規則第 14 条)

罰則 5 万円以下の罰金

横に並んで走らない！

「並進句」の標識がある場合を除き、ほかの自転車と横に並んで走るのは禁止です。直一列になって走りましょう。(道路交通法第 19 条)

罰則 2 万円以下の罰金または料料

一時停止を無視しない！

「一時停止」の標識や表示がある場所では、停止線の脇前で一度止まり、左右の安全をしっかり確認をしてから、再び走行します。(道路交通法第 43 条)

罰則 3 ヶ月以下の懲役または 5 万円以下の罰金

二人乗りはしない！

自転車の乗車定員は一人です。二人乗りは、バランスを崩しやすく事故につながる危険があります。
(16 歳以上の運転者が幼児座席に幼児 1 人を乗車させる場合などを除く)
(道路交通法第 51 条、福岡県道整交通法施行規則第 14 条)

罰則 2 万円以下の罰金または料料

傘さし運転はしない！

傘をさしながらの運転はふらつきやハンドル・ブレーキの操作ミスの原因になるため禁止されています。(道路交通法第 71 条、福岡県道整交通法施行規則第 14 条)

罰則 5 万円以下の罰金

Mark 自転車も車と同様にそれぞれの標識・標示に従って下さい



進入禁止



一方通行



車両通行止め



自転車通行止め



自転車専用



一時停止



歩行者専用



自転車及び歩行者専用



自転車横断帯

Rule 5 子どもはヘルメットを着用

13 歳未満の児童・幼児はヘルメットを着用しましょう

13 歳未満の児童・幼児を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときはヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。(道路交通法第 63 条の 1)



ヘルメットはサイズが合うものを選びましょう。一度大きな衝撃を受けたヘルメットは機能が低下するので使用しないようにしましょう。

問題集

自転車のルールやマナーについての問題です。○か×で答えましょう。

STEP1 | 交差点における問題

- 問題1 自転車横断帯のある交差点を自転車で横断する際は、自転車横断帯を通行しなければならない。



STEP2 | 走行上の注意にかかる問題

- 問題2 自転車は車道であれば右側、左側どちらを走っててもよい。
- 問題3 自転車レーン（自転車専用通行帯）は車道の一部であるため自動車と同様に左側通行しなければならない。
- 問題4 自転車に乗って道路を走る場合、歩道と車道の区別があるところでは安全のために原則として歩道を通る。
- 問題5 自転車で歩道を走る際、歩行者が前にいるときはベルを鳴らして歩行者に避けてもらわなければならない。
- 問題6 交差点の手前で車が渋滞しているときは、車の間をめって前に出てもかまわない。
- 問題7 近くに自転車横断帯がなく横断歩道がある場合で横断歩道に歩行者がいる場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を渡ることができる。
- 問題8 自転車で通行中、路面が溝っている場合はスリップして危険なので自転車から降りて、押して通行する。



STEP3 | 標識にかかる問題

- 問題9 一時停止標識がある場所でも、自転車と運転自転車は一時停止する必要はない。
- 問題10 「普通自転車歩道通行可」の標示がある歩道では、歩行者よりも自転車が優先になる。
- 問題11 車両用信号機が黄色を表示しているとき、車道を通行している自転車は他の交通に注意して進むことができる。
- 問題12 一方通行の標識がある道路では自転車も矢印の方向と反対に走ってはならない。



- 問題13 この標識のある歩道は歩行者と普通自転車が通行できる。



- 問題14 この標識は横断歩道と自転車横断帯ありの標識である。



STEP4 | 賠償責任・保険にかかる問題

- 問題15 自転車に乗るために運転免許証が必要ではないので、事故をおこして相手がケガをしても特に責任は問われないため、自転車保険に加入する必要はない。

- 問題16 自転車同士で交通事故を起したときは相手と話し合いがつけば警察に届け出をしなくてよい。

STEP5 | ルール・マナーにかかる問題

- 問題17 自転車には警音器が付いていなくても良い。



- 問題18 歩道で自転車同士が行き違うときは、相手の自転車を左に見る様にして避けるのが良い。



- 問題19 普通自転車の運転者が13歳未満の子どもの場合は「普通自転車歩道通行可」の交通規制がなくとも歩道を通行できる。

- 問題20 少しの時間だったので歩道上の点字ブロックの上に自転車をとめて置物をしに行つた。



- 問題21 普通自転車の運転者が児童、幼児、70歳以上の者または車道通行に支障がある者は歩道を通行できる。



- 問題22 ヘッドホンステレオを使用して大音量の音楽を聞きながらの自転車走行に罰則はない。

- 問題23 自転車のライトは5メートル前の道路上の障害物がよく見える明るさが必要である。



- 問題24 自動車は法律で定期的に検査を受けなければならぬが、自転車にはこの決まりはなく、まったく点検する必要はない。

- 問題25 自転車で走行中、ブレーキが故障しても、スピードを出さなければ問題ない。

- 問題26 自転車の二人乗りは危険なため避けるべきだが法律での罰則は特にない。

- 問題27 友達と一緒に走ることは法律違反ではないが、マナー違反である。



- 問題28 自転車は駐車専なので、歩道を通行している場合でも歩行者用信号灯ではなく車両用信号機に従う。

- 問題29 歩行者のいる歩道でベルを鳴らしながらの走行には罰則はない。

- 問題30 携帯電話でメールをしながらの自転車運転は危険であるため禁止されているが通話であれば運転をしてよい。

